

令和 2 年第 4 回定例会

## 民生環境常任委員会会議概要

委員長 村 川 みどり

副委員長 澁 谷 洋 子

1 開催日 令和2年12月11日（金曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

- 議案第164号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）  
議案第165号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）  
議案第166号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）  
議案第167号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）  
議案第194号 公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）  
議案第195号 公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田）  
議案第196号 公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）  
議案第197号 公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）  
議案第198号 公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）  
議案第200号 黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合同規約の変更について

### ○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	花田 明 仁
委員	中村 節 雄		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	長井道隆	環境部次長	川村敬貴
福祉部長	舘山 新	福祉部次長	福井直文
保健部長	浦田浩美	浪岡事務所副所長	小笠原 聡
浪岡事務所副所長	三浦大延	福祉政策課長	白坂孝志
市民病院事務局長	岸田耕司	関係課長等	

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 小 山 隆 議事調査課主事 高 木 渉  
議事調査課主査 山 内 克 昌

**○村川みどり委員長** ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

案件に入る前に、私から報告いたします。

本日は、所管の議案の説明のため、浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

次に、理事者の皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き、必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

また、本日は、委員の改組後の最初の常任委員会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願いしたいと思います。

環境部長から順にお願いいたします。

**○長井道隆環境部長** 環境部長の長井道隆と申します。よろしくお願いいたします。

**○館山新福祉部長** 福祉部長の館山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**○浦田浩美保健部長** 保健部長の浦田浩美です。どうぞよろしくお願いいたします。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 浪岡事務所副所長の三浦大延でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○岸田耕司市民病院事務局長** 市民病院事務局長の岸田耕司でございます。よろしくお願いいたします。

**○村川みどり委員長** ありがとうございます。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において、本委員会に付託されました議案10件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第164号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第164号の説明に先立ちまして、本定例会に議案を提出しております、「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和3年3月31日をもって指定期間が満了となる施設につきまして、指定管理者の候補者を決定したことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

配付資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものです。

このたびの指定管理者の募集期間ですが、8月3日から9月8日までを施設の指

定管理者募集要項の配布期間とし、9月1日から9月8日まで応募の受付を行いました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、学識経験者、財務等について識見を有する者及び各部局の次長職にある者を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類を基に、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策及び収支計画等の審査項目について点数化した上で、客観的な評価を行い、候補者を選定いただいたものであります。

指定期間は、いずれも令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

次に、各施設の指定管理者候補者の審査結果について御報告いたします。

民生環境常任委員会が関係する施設のうち、福祉部所管がNo.1からNo.10まで及びNo.19からNo.21までの13施設、浪岡事務所所管がNo.11からNo.18まで及びNo.22からNo.26までの13施設の合計26施設となっております。

また、今回選定された各施設の指定管理者候補者につきましては、表に記載のとおりであります。全て現在の指定管理者となっております。

それでは、議案第164号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

議案第164号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市立すみれ寮であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、「3 運営について」、「4 応募団体について」、「5 効率性について」の5項目に分類し評価しております。

項目の「1 管理運営全般」につきましては、管理運営方針や同種の施設の管理業務の実績など4項目について評価し、配点は35点としております。

「2 管理」につきましては、地元雇用への配慮、職員等の配置計画など9項目について評価し、配点は55点としております。

「3 運営」につきましては、市民の平等な利用を確保するための方針や、入所者の自立支援対策など4項目について評価し、配点は45点としております。

「4 応募団体」につきましては、市内に本店を有するかどうかについて評価し、配点は5点としており、「5 効率性」につきましては、収支計画を評価するもので、配点は35点とし、合計で175点を満点としております。

資料の2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」をゼロ点、各配点の中間値を「普通」として、各選定評価委員会委員が応募団

体からの提案内容を項目ごとに点数評価しております。

また、「1-d 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近3事業年度の「当期利益」及び「利益剰余金」の状況を、表に記載のと通りの点数評価としております。なお、指定期間中における指定管理団体の経営状況悪化等を理由とした事態を未然に防ぎ、安定的に管理運営を行うことができる候補者を選定する観点から、直近の3事業年度に一度でも債務超過——この債務超過というのは、貸借対照表において、純資産の部の合計額がマイナスとなる状態のことですけれども——その状態がある団体については応募資格がないものとし、直近の事業年度において、利益剰余金——当期利益の積上げとなりますが——そちらがマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合があることとしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、表に記載のと通りの配点としております。

また、最低得点につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた各項目の「普通」と評価される点数と、「1-d 財務の健全性」における配点の50%に当たる点数及び「5 効率性について」の基本点の合計点である90.5点を最低得点とし、候補者の水準を確保するため、応募団体の得点がこれに満たない場合は失格とし、また、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除く獲得点数の合計が、個別採点基準において普通とした点数及び「1-d 財務の健全性」における配点の50%に当たる点数の合計点である73点に満たない場合も失格としております。

「(3) 選定評価委員会委員」及び「(4) 選定評価委員会開催日」を御覧ください。

指定管理者候補者の選定につきましては、応募団体が施設の管理運営を行う能力等について総合的に判断して行うプロポーザル方式を採用しており、企画部次長を委員長とし、財務等について識見を有する者及び各部局の次長職にある者を委員とする指定管理者選定評価委員会を令和2年10月9日に開催したところであります。

この中で、指定管理者の応募資格を満たしていることを確認した上で、応募団体が提案した管理運営方針、関係団体等との連携、職員の配置計画や研修計画、収支計画等について、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、評価項目の点数化による客観的な評価を実施し、候補者を選定したところであります。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、社会福祉法人敬仁会、1団体からの応募がありました。なお、同法人は、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値である指定管理者候補者の得点の合計は128点となっております。

す。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、社会福祉法人敬仁会が令和3年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第164号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第164号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第165号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第165号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第165号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市立後潟児童館をはじめ、青森地区の9児童館であり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点とし、合計で175点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、議案第164号で御説明いたしました内容と同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

4 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である社会福祉法人青森市社会福祉協議会のほか、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、特定非営利活動法人ワーカーズコープの3者となっております。

「4 審査結果」につきましては、4 ページから 5 ページにかけて記載がありますが、5 ページの表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値である指定管理者候補者の得点の合計は 126.26 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容を記載しておりますので、御参照ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 165 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 私たちは、これに特別反対するつもりはないんですけれども、今回の応募団体の 3 者のうち、1 者が株式会社ということなんですが、これまで、児童館の指定管理者に株式会社が応募したということはあったんでしょうか。

**○村川みどり委員長** 福祉部長。

**○館山新福祉部長** 御質疑にお答えいたします。今回の指定管理者以前の指定管理者の選定の際にも、株式会社からの応募はありました。

**○村川みどり委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 分かりました。

児童福祉施設に株式会社が参入して、全国ではいろんな予期せぬ問題なども起こっているという情報も私は聞いているので、今回は今までどおりの団体だということなので、特別に今まで問題があったわけではないと思うんですけれども、株式会社が参入することによって、問題が起こり得るのでないかということは指摘しておきたいと思います。

以上です。

**○村川みどり委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 165 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。



次に、議案第 166 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市立浪岡中央児童館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 議案第 166 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 166 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市立浪岡中央児童館をはじめといたします浪岡地区の 7 児童館と青森市浪岡高齢者いきいきセンターであり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 175 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、先ほど福祉部長から説明がありました施設と内容が同じでありますので、説明を割愛させていただきます。

3 ページの一番下の行を御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である特定非営利活動法人 NPO 婆娑羅凡人舎の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は 126.94 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど採点上の基準を満たしておりますことから、特定非営利活動法人 NPO 婆娑羅凡人舎が令和 3 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 166 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 166 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 167 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

**○館山新福祉部長** 議案第 167 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 167 号関係資料の「指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市福祉増進センター、青森市総合福祉センター及び青森市中央デイサービスセンターであり、運用面での効率化の観点から、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、2 ページ目にかけて、表に記載のとおり  
の配点としており、合計で 200 点を満点としております。

(2) の個別項目採点基準につきましては、先ほど説明いたしました他の施設と  
内容が同じでありますことから、説明は割愛させていただきます。

4 ページを御覧ください。

応募者につきましては、「3 応募団体名」に記載のとおり、社会福祉法人青森市  
社会福祉協議会の 1 団体からの応募がありました。なお、社会福祉法人青森市社会  
福祉協議会は、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、5 ページにかけての表の一番下に記載の  
とおりとなっており、選定評価委員会委員の採点の平均値である得点の合計は  
146.13 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載して  
おりますので、御参照ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たして  
いること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たし  
ていることから、社会福祉法人青森市社会福祉協議会が令和 3 年 4 月 1 日からの 5  
年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 167 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜  
りますようよろしくお願いいたします。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 167 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 194 号「公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）」から議案第 198 号「公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）」までの計 5 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。なお、採決は議案ごとに行います。

各議案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 議案第 194 号から議案第 198 号までの「公の施設の指定管理者の指定」について御説明いたします。

浪岡地区の青森市介護予防拠点施設の 5 施設につきましては、同一の設置条例であり、指定管理者の募集形態は非公募としており、指定管理者はそれぞれの地元町内会としておりますことから、一括して御説明いたします。

議案第 194 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、下石川ふれあいセンターとなっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 125 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、先ほど福祉部長から説明がありました施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である下石川町内会の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は 82.95 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、下石川町内会が令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

次に、議案第 195 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、なごやかプラザ福田となっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者であります福田町内会の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値である指定管理者候補者の得点の合計は 85.38 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、福田町内会が令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

次に、議案第 196 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、下町幸永会館となっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者であります下町町内会の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は 82.61 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、下町町内会が令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間、指定管理者候補

者として選定されたところであります。

次に、議案第 197 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、浪岡茶屋町会館となっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者であります茶屋町町内会の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は 83.84 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たしておりますことから、茶屋町町内会が令和 3 年 4 月 1 日から 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

次に、議案第 198 号関係資料の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、増館健康センターとなっております。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほどと内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、現在の指定管理者である増館町内会の 1 者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表の一番下に記載のとおり、選定評価委員会委員の採点の平均値であります指定管理者候補者の得点の合計は、82.55 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、主な提案内容等を記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得しているなど、採点上の基準を満たし

ておりますことから、増館町内会が令和3年4月1日から5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第194号から議案第198号までについて御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第194号について採決いたします。

議案第194号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第194号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第195号について採決いたします。

議案第195号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第195号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第196号について採決いたします。

議案第196号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第196号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第197号について採決いたします。

議案第197号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第197号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第198号について採決いたします。

議案第198号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 198 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 200 号「黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。環境部長。

**○長井道隆環境部長** 議案第 200 号「黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更及び黒石地区清掃施設組合規約の変更について」御説明申し上げます。

配付資料 1 を御覧ください。

初めに、変更理由であります。黒石地区清掃施設組合では、現在、青森市の浪岡地区を除く 4 市町村——黒石市、平川市の尾上地区、藤崎町の常盤地区及び田舎館村——のし尿及び浄化槽汚泥の処理業並びに浄化槽清掃業の許可に関する事務を共同処理しているところですが、このたび 4 市町村との協議が調い、当該事務につきまして、令和 3 年 3 月 31 日付で同組合が共同処理する事務から廃止し、同年 4 月 1 日から各構成市町村でそれぞれ実施するため、同組合規約の一部を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表で御説明します。

配付資料 2 を御覧ください。

これまで、同組合において共同処理してきた、し尿及び浄化槽汚泥の処理業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務を廃止するため、第 3 条第 1 項第 3 号について、「一般廃棄物処理業者及びし尿浄化槽清掃業者の許可に関する事務（青森市にあつては、し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業者並びに浄化槽清掃業者の許可に関する事務を除く。）」を「一般廃棄物処理業の許可に関する事務（し尿及び浄化槽に係る汚泥の処理業の許可に関する事務を除く。）」に改めるものであります。

配付資料 1 のほうにお戻りください。

施行期日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日としております。

なお、本市におきましては、平成 27 年に本規約を変更し、既に当該事務は本市が直接実施しておりますが、一部事務組合の規約の変更に当たりましては、地方自治法第 290 条の規定に基づき、構成する全ての市町村の議会での議決を要するものであります。

以上、議案第 200 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○村川みどり委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○村川みどり委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第200号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )